

国立研究開発法人物質・材料研究機構

研究開発税制に係る特別試験研究費の額の認定に関する規則

平成14年2月14日

14規則第1号

改正：平成18年 3月28日 18規則第24号

改正：平成23年 4月27日 23規則第29号

改正：平成25年11月19日 25規則第 8号

改正：平成27年 3月24日 27規則第29号

改正：平成28年 4月26日 28規則第24号

改正：平成30年 6月20日 30規則第 4号

改正：令和 5年 3月14日 2023規則第31号

改正：令和 5年11月28日 2023規則第36号

(認定申請書の提出)

第1条 国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）は、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第5条の3第10項第1号に規定する特別研究機関等と共同して行う試験研究又は同項第7号に規定する特別研究機関等に委託する試験研究（以下「特別試験研究」という。）として、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第5条の6第22項第1号若しくは第2号又は第20条第25項第1号若しくは第2号に規定する特別試験研究費の額を認定するときは、申請を行う法人又は個人（以下「申請者」という。）から、令和5年内閣府、国家公安委員会、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号、第2号、第3号又は第4号（令和5年3月31日）により定める特別試験研究認定申請書2通の提出を受けるものとする。

2 前項の認定申請書1通には、次に定める書類の添付を受けるものとする。

- (1) 当該申請に係る特別試験研究のために支出した金額及び積算内訳並びに当該特別試験研究に係る当期の当該申請者の所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額（その試験研究費に充てられるため他の者から支払いを受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び積算内訳を記載した書面
- (2) 当該申請に係る試験研究費が当該特別試験研究のためのものであることを説明する書面
- (3) 当該申請に係る特別試験研究の契約書の写し（当該特別試験研究に要する費用の分担及びその明細並びに当該特別試験研究の成果の帰属及びその公表に関する事項が定められているものに限る。）
- (4) 当該申請に係る特別試験研究のために支出した金額を確認することができる領収書、研究日誌等の写し

3 第1項の認定は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第7項の適用を受けようとする年又は同法第42条の4第7項の適用を受けようとする事業年度の終了の日の翌日から1月以内に提出された申請について行うものとする。ただし、理事長が申請書の提出の遅延につき正当な事由があ（研究開発税制に係る法人との特別試験研究費の額の認定に関する規則）

ると認めるときは、この限りでない。

(認定書の交付)

第2条 理事長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合において、当該申請に係る試験研究費の額が適正であると認めるときは、当該認定申請書1通にその旨を記入し、認定書として当該申請者に交付するものとする。

(内容変更に係る届出及び変更認定書)

第3条 前条の認定申請書の交付を受けた申請者から、認定申請書に記載された事項又は第1条第2項各号に掲げる書類の内容について変更の届出があり、前条の認定に係る事項を変更する必要があるときは、当該認定に係る認定書の返還を求め、所要の変更を行い、変更認定書として当該申請者に交付するものとする。

(認定の取消し)

第4条 理事長は、第2条の認定を受けた申請者が第1条の規定による申請若しくは第3条の規定による届出に際して虚偽の申請若しくは虚偽の届出を行い又は第3条の変更の届出を怠ったときは、当該認定を取り消し、当該認定に係る認定書の返還を求めることができる。

附 則

この規則は、平成14年2月14日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日 18規則第24号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月27日 23規則第29号)

この規則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年11月19日 25規則第8号)

この規則は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日 27規則第29号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月26日 規則第24号)

この規則は、平成28年 4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年6月20日 30規則第4号)

この規則は、平成30年 6月20日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日 2023規則第31号)

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2. 国立研究開発法人物質・材料研究機構研究開発税制に係る個人との特別試験研究費の額の認定に関する規則(平成14年2月14日 14規則第2号)は、廃止する。

附 則 (令和5年11月28日 2023規則第36号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。